

概 要 版

北名古屋市

第9期 介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画



令和6年3月
北名古屋市

1 計画の背景と目的

国において、高齢化が急速に進んでいる中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)以降は医療や介護の需要がより増加するとともに、サービスの多様化が見込まれています。

多様化する支援ニーズに対応するため、地域における共生・支援・予防の取組の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組とそれを支える人的基盤の整備を進めていく必要があります。これらの動向を踏まえ、今後も引き続き、地域包括ケアシステムの取組をより発展させ、持続可能なシステムへと深化させることにより、本市に住むすべての人々が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すとともに、介護保険事業の円滑な運営と基盤整備をより一層推進することを目的に、「北名古屋市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

2 計画の期間

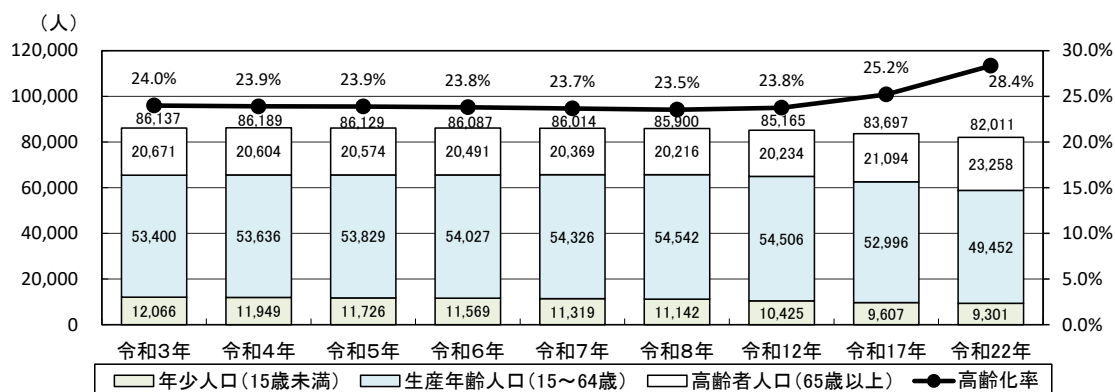
介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うため、「第9期介護保険事業計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までとなります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同一の計画期間となります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
前回計画			本計画			次期計画		

3 北名古屋市の高齢者を取り巻く状況

総人口と高齢化率の推移

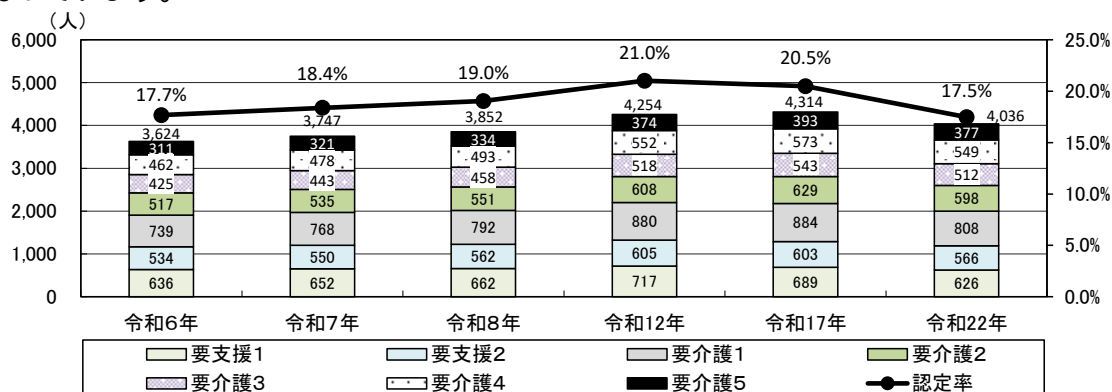
- 総人口は、微減していくことが見込まれ、計画最終年の令和8年(2026年)では85,900人、令和22年(2040年)では82,011人になると予想されます。



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日時点) ※令和6年以降は住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法を用いて推計

要支援・要介護認定者数の推移

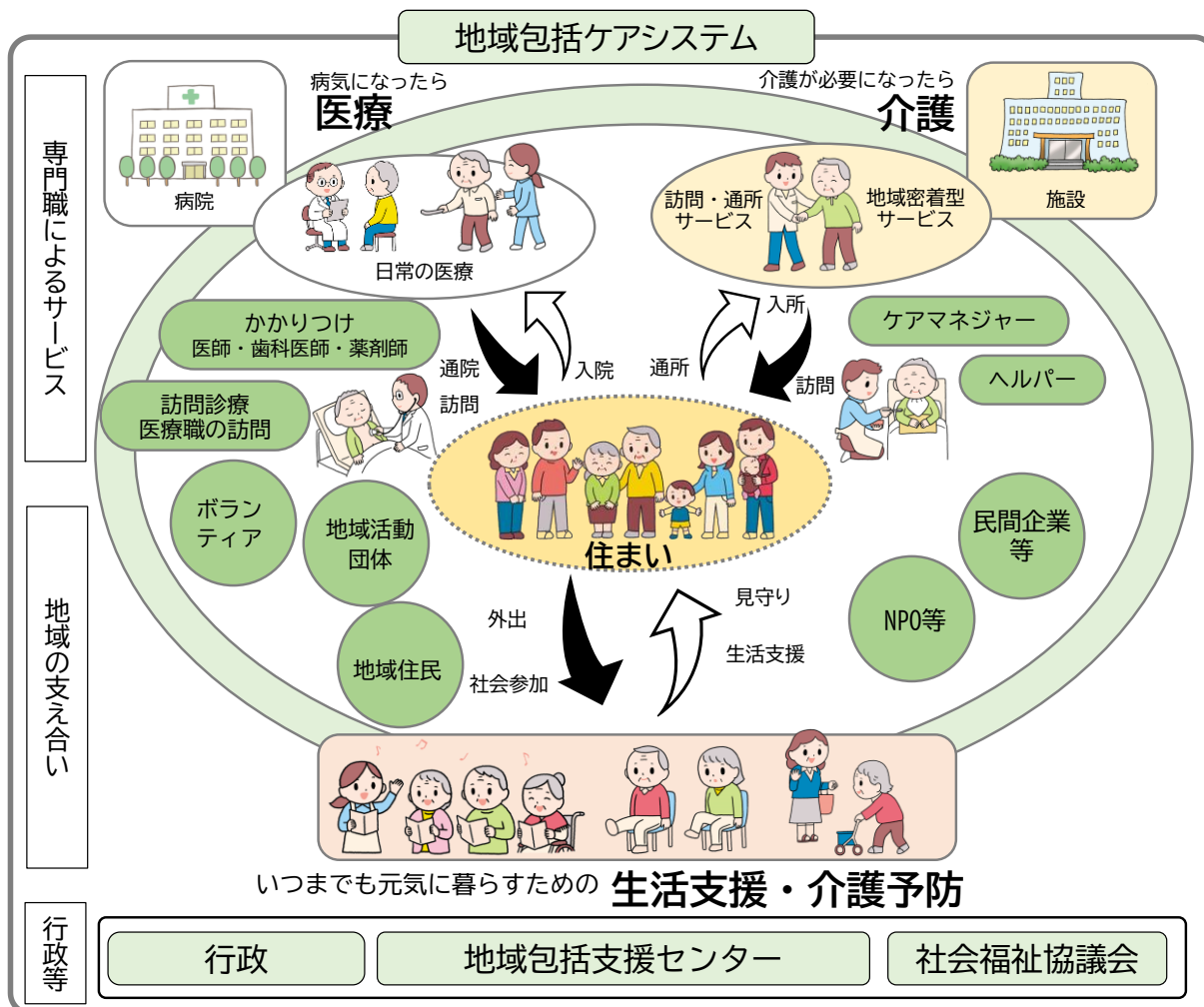
- 認定者数の推移をみると、令和17年までは増加傾向となっており、認定者数は4,314人となっています。



資料：介護保険事業状況報告と住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法を用いて推計

4 北名古屋市における「地域包括ケアシステム」

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で支え合いながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築することが「地域包括ケアシステム」の目的です。



5 基本理念

本計画においては、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を図るとともに、課題の解決に向けて、「地域で安心して暮らせる体制の整備」「介護予防と自助・自立の推進」「支え合う地域社会の構築」「持続可能な介護保険事業の基盤づくり」の4つの視点からそれぞれの施策を進め、網羅的に対応することにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現を目指します。

自分らしく安心して共に暮らせるまち ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

6 基本目標

本計画の基本理念に掲げた地域包括ケアシステムを構築するため、本計画においては、次の4つの基本目標に基づき、高齢者施策を総合的に展開します。

1 地域で安心して暮らせる体制の整備

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、居住環境の確保や介護者への支援、権利擁護や虐待への対応が必要です。地域包括支援センターを軸として、関係機関が連携、協働できる仕組みを構築し、認知症施策、在宅医療・介護の連携、高齢者の住まいの確保等に取り組みます。

2 介護予防と自助・自立の推進

- 高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが重要です。要介護状態または要支援状態の重度化を防止するため、連続的で一貫性のある介護予防事業を実施するとともに、高齢者自らが主体的に取り組むことができる介護予防の支援に取り組みます。

3 支え合う地域社会の構築

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域全体で支え合っていくことが重要です。また、高齢者自身が地域社会の中で積極的な役割を果たしていけるよう、高齢者の自主的な活動や組織の育成・支援にも取り組みます。

4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

- 介護保険制度の持続可能性を高めるためには、中長期的な観点で地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保・定着に向け、介護現場の業務の効率化や介護人材の処遇の改善、外国人材の受入れ環境整備等、職場環境の向上にも取り組みます。

7 基本施策

基本目標1. 地域で安心して暮らせる体制の整備

1-1 相談支援体制と関係機関のネットワーク強化

- 地域の高齢者等の実態を把握するとともに、関係機関との連携強化を通じ、誰もが気軽に相談し、必要な支援につなぐことができる重層的な支援体制の構築を図ります。

取組

- 地域の高齢者等の実態把握
- 相談支援体制の充実

1-2 地域包括支援センターの機能の充実

- 地域における支え合い、生活支援、介護予防等のサービス・事業を提供していくために、地域包括支援センターの適正かつ持続可能な運営と機能強化を図り、圏域の特徴に応じた取組を推進します。

取組

- 包括的・継続的支援環境の充実
- 持続可能な地域包括支援センターの運営

1-3 暮らしやすい地域づくり

- 高齢者等の視点に立った「ひとにやさしいまちづくり」を促進するとともに、災害時における安否確認や避難・救助ができる体制の整備、福祉避難所の確保や防犯対策を推進します。

取組

- バリアフリーの推進
- 高齢者の住まいの確保
- 安全な生活環境づくり

1-4 在宅医療・介護連携の充実

- 福祉、介護、医療等の関係機関の連携の一層の強化、多職種連携・協働による支援体制づくり、また医療及び介護の連携の核となる人材の育成等、各種関係機関と協働し、在宅医療・介護連携等を推進します。

取組

- 多職種連携による在宅医療と介護の連携の推進
- 急変時の対応と意思決定支援
- ICTの活用推進

1-5 認知症施策の推進

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発による認知症バリアフリーの推進、意思決定支援、認知症高齢者等とその家族が気軽に通える場の推進、相談支援体制の構築、チームオレンジの推進、切れ目のない保健医療福祉サービスの提供等、認知症施策の一層の推進に努めます。

取組

- 認知症高齢者の意思決定支援
- 認知症高齢者の家族等に対する支援
- 認知症の理解と知識の普及
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援
- 切れ目のない保健医療福祉サービスの提供

1-6 高齢者の権利擁護

- 権利擁護センターを中核機関とし、成年後見制度の体制整備、相談支援のさらなる充実を図るとともに、虐待判明時の迅速な対応や、虐待防止のための支援、地域での見守りネットワーク構築を推進し、高齢者の尊厳を守るための権利擁護を徹底します。

取組

- 高齢者の権利擁護
- 高齢者虐待防止対策の推進

基本目標2. 介護予防と自助・自立の推進

2-1 健康づくりの推進

- 市民の自主的な健康づくりを行政等の関係機関が支援し、協働による健康づくりに取り組んでいくとともに、高齢者のフレイル防止や要介護認定の重度化防止の観点から、介護予防と健康づくりの一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。

取組

- 健康の維持・増進
- 生活習慣病予防



2-2 介護予防の推進

- 心身の状況やニーズに合った誰もが参加しやすい多様な介護予防の場を充実し、住民同士のつながりを通じて継続的に行われていくような地域づくりを推進します。

取組

- 一般介護予防事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 自立支援・重度化防止に向けた取組



2-3 高齢者の社会参加の推進

- 老人クラブの活性化や高齢者就労支援、ボランティア活動への参加促進等、仲間づくりや社会参加、生きがいづくりを促す環境整備に努め、高齢者が意欲的に取り組めるよう推進します。

取組

- 学習の促進
- 地域回想法の展開
- 仲間づくり・社会参加
- 就労機会の拡大



2-4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 保健事業と介護予防が一体となり、後期高齢者のフレイル予防と重症化予防を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新たな制度を踏まえ、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携し、一体的実施に取り組んでいきます。

取組

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



基本目標3. 支え合う地域社会の構築

3-1 地域共生社会づくり

- 市民同士の出会いや支え合いの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体、企業、市が協働する取組の推進を図ることにより、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

取組

- おたがいさま意識の醸成
- 身近な場所での交流機会の充実
- 市民同士の支え合い活動の活性化

3-2 生活支援体制整備の推進

- 身近な地域でのネットワークを通じた助け合い、支え合いが重要となる中、専門機関による支援だけでなく、住民同士のつながりを後押しし、身近な地域で交流できる環境の充実に図り、多様な担い手による生活支援体制の充実に努めます。

取組

- ネットワークの構築と協議体の設置
- 民間企業等との協働
- 多様な担い手の確保・育成支援

3-3 在宅生活を支える福祉制度

- 高齢者とその家族を地域ぐるみで支援していく体制整備を推進するとともに、在宅における日々の日常生活を支えるサービスの継続や移動手段としてのタクシー助成、緊急通報システム等の整備により高齢者の自立した生活を支援します。

取組

- 在宅生活を支える福祉制度

基本目標4. 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

4-1 介護給付・予防給付の推進

- 給付の実績や今後のニーズを踏まえつつ、中長期的な視野に立った供給基盤の整備に努めるとともに、各介護保険施設等との連携を図り、身近な地域で介護サービスが受けられる体制づくりに努めます。

取組

- 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- 在宅サービスの充実
- 介護給付・予防給付

4-2 介護保険事業の適正な運営

- 介護保険制度のさらなる周知や介護保険料の納付の確保、低所得者への負担軽減、介護給付の適正化、苦情相談窓口の周知、介護サービス事業者に対する指導・監査、介護従事者の資質向上のための取組等を進めるとともに、介護保険事業の充実の基盤となる介護人材の確保・定着に向け、介護現場の業務の効率化や、介護人材の処遇の改善等にも努めます。

取組

- 財源の確保
- 公平な介護認定
- 保険者機能の強化
- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 低所得者への配慮
- 利用者保護体制の充実
- 介護人材の確保及び介護現場の業務の効率化

8 介護保険料の設定

令和6年度～令和8年度の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.455 (0.285)	18,700 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.685 (0.485)	31,900 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.690 (0.685)	45,100 円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.88	57,900 円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00	65,800 円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.22	80,300 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	85,600 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	98,800 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	111,900 円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	125,100 円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	138,300 円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	151,500 円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	2.40	158,100 円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.45	161,400 円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	164,700 円

※第1段階～第3段階の人は、公費による軽減措置があり、()内の割合に軽減されます。

令和6年度～令和8年度における保険料 基準月額

5,490 円

北名古屋市 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

発行：愛知県北名古屋市 令和6年3月

編集：北名古屋市 福祉部 高齢福祉課

〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御楸60番地(東庁舎)

電 話：0568-22-1111(代表) FAX：0568-26-4477